



MIC Ministry of Internal Affairs



平成 29 年 3 月 22 日 沖縄行政評価事務所 (所長 高江洲 辰也)

国の機関を退職後に市町村で行う児童手当の 認定の請求期限についての周知徹底

―行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん―

総務省沖縄行政評価事務所は、次の行政相談を受け、民間の有識者から構成する行政苦情救済推進会議(座 長:渡名喜庸安 琉球大学理事)に諮り、「国の機関を退職後に市町村で行う児童手当の認定の請求期限に ついて、受給者が退職する前に所属する機関において、確実に周知するよう、現行の周知方法を改善する必 要がある」などの意見を踏まえて、平成29年3月22日、内閣府沖縄総合事務局に対しあっせんしました。

1 行政相談の要旨

沖縄総合事務局に期間業務職員として採用され、内閣共済組合へ加入し沖縄総合事務局から児 童手当を支給されていた。退職の際に住所地のある市町村で早めに児童手当の認定の請求を行う よう説明を受けたものの、請求期限については説明されなかったため、認定の請求期限を知らず、 市町村へ認定の請求手続が遅れ、一月分の児童手当が支給されないことに納得できない。



2 沖縄総合事務局における児童手当の認定の請求期限に関する周知状況

沖縄総合事務局における児童手当の認定の請求期限に関する周知状況をみると、請求期限が記 載された書面を作成し個別に周知を図っている部署、請求期限を口頭で個別に周知している部署 など、部署により、周知方法等が異なるほか、期間業務職員については個別に請求期限を周知し ていない部署も認められる。



3 あっせんの要旨

沖縄総合事務局は、退職する児童手当の受給者に市町村への児童手当の認定の請求期限を 確実に周知する観点から、個々の受給者に対し、認定の請求期限を明記した書面及び口頭に より児童手当の認定の請求期限について周知することとし、各部に対してもその方針を徹底 する必要がある。

<参考>児童手当制度の概要

〇児童手当の目的:児童手当は、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下 に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児 童の健やかな成長に資することを目的に、O歳から中学校卒業までの児童 を養育している者に支給される。

〇児童手当の支給:児童手当は、公務員である受給資格者は所属する機関(以下「所属庁等」 という。)から、公務員ではない受給資格者(被用者、非被用者)は住所 地のある市町村から支給を受けることになる。

〇支給の始期・終期:所属庁等は退職日の属する月まで児童手当を支給し、市町村は児童手当の 認定の請求を行った日の属する月の翌月から、児童手当を受給資格者に支 給する。しかし、<u>退職した日と市町村で児童手当の認定の請求を行った日</u> が月をまたぐ場合は、退職した日の翌日から起算して 15 日以内に住所地 のある市町村に認定の請求を行えば、退職した日の属する月の翌月から認 定の請求を行った市町村で児童手当が支給される。

(注) 今回の場合、下線のケースが該当。

(注) 行政苦情救済推進会議とは

行政苦情救済推進会議は、管内の行政に関する苦情事案のうち、行政機関の判断だけでは救済困難な事案及び国民的立場に立った救済を推進すべき事案を中心とする苦情事案の処理等について民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性・中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った苦情救済活動・行政監視活動の効果的な推進等に資することを目的としており、民間の有識者から構成される。

(行政苦情救済推進会議の構成員)

渡名喜 庸安 (座長) 琉球大学理事 (副学長) 玉 城 常 邦 (株)琉球新報社論説委員長 津波古 重男 沖縄行政相談委員協議会会長

備瀬 ヒロ子 (株)都市科学政策研究所取締役・顧問

 宮 國 英 男
 弁護士(元沖縄弁護士会会長)

 山 城 勝
 (一社)沖縄県経営者協会常務理事

【問合せ先】 総務省 沖縄行政評価事務所

行政相談課長 内里 電話:098-866-0148